

久喜市事務専決規則の一部を改正する規則

久喜市事務専決規則（令和6年久喜市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「久喜市組織規則（平成22年久喜市規則第5号。以下「組織規則」という。）」を「久喜市組織規則（令和6年久喜市規則第14号。以下「組織規則」という。）」に改め、同条第10号中「、しょうぶ会館」を削り、同条第12号中「（しょうぶ会館の館長を除く。）」を削る。

第14条の表市民部の部交通住宅課長専決事項の款（3）の項中「第8条第1項」を削り、「に關すること」を「を講ずること」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。